

令和2年度（2020年度）中野区予算編成方針について

今年4月～6月期の国内総生産（GDP）の速報値は、前期比0.4%増、年率換算では1.8%増となった。GDPの大半を占める個人消費が前期比0.6%増と好調だったことが、主な要因とされている。しかしながら、中国経済の減速や米中貿易摩擦、イギリスの欧州連合（EU）離脱問題などの影響により、輸出は前期比0.1%の減となり、外需の減少を、個人消費を中心とした内需の伸びが上回り、それがGDPの増につながった形となっている。内閣府が発表した7月期の月例経済報告では、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」としているが、一方で、先行きについては、「通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としており、今後の景気動向は予断を許さない状況である。

区の歳入に目を転じると、平成30年度決算では、納税義務者数の増加等による特別区民税の増や景気の動向を反映した特別区交付金の増など、一般財源の伸びが見られた。しかしながら、一方で、国が推し進めている不合理な都市部への税源偏在措置により区の貴重な財源は奪われ、ふるさと納税制度による寄付金控除により特別区民税は約9億円の減、法人住民税の一部国税化により特別区交付金は約24億円の減といった影響額が試算されている。地方消費税交付金にいたっては、清算基準の見直しにより、決算値そのものが前年度比約10億円の減となった。消費税10%段階では区の影響額は更に拡大し、法人住民税の一部国税化については約44億円、地方消費税交付金については約21億円の減と試算されている。景気の動向とともに、制度変更による一般財源減少のリスクを抱えている状況である。

このような状況の中でも、子育て先進区に向けた取り組みや地域包括ケアシステムの拡充、ユニバーサルデザインの推進、老朽化した公共施設の建替えや大規模改修など行政需要は拡大しており、スピード感を持って的確に対応していく必要がある。

そのためには、来年度にスタートとなる新しい基本構想・基本計画の検討の中で、今後10年間の財政見通しを見定め、客観的なデータを基に区民ニーズを的確にとらえ、時機を逸することなく必要な事業に選択と集中を図り、将来に向けた行政需要と負担額を的確に把握していかなければならない。

また、区政経営の基本的サイクルであるPDCAサイクルをより一層機能させ、これまでの計画に基づいて経常経費化した事業についても、将来に向けた十分な検証に立ち返り、必要に応じて区民との対話等を行い、見直しを図ることが求められる。令和2年度予算は、新しい基本構想・基本計画の検

討を踏まえながら、中長期的な視点を持って編成する必要がある。令和2年度予算編成においても、これまでと同様、一般財源充当事業費について一定の基準を設け、これを財務規律の基本として順守し、歳出総額を圧縮していくことが必須であることは十分に銘記されたい。

適切な政策議論を行うためには、職員一人ひとりが「中野区職員行動指針」を意識して業務に取り組み、政策形成を行っていく必要がある。将来の区を支える人材育成にも、より積極的に取り組まされたい。

また、昨年度から、区民の区政に対する理解や共感を深めていくことを目的に、予算編成過程の情報の公開を進めている。今年度についても同様の方針としたので、留意されたい。

以上のことを十分に踏まえ、令和2年度予算は、以下に定める方針により編成すること。

1 政策課題への的確な対応

新しい基本構想・基本計画の策定に向けた議論を踏まえながら、これまでの計画に沿って進めてきたまちづくりや施設の整備等についても、改めて将来に向けた十分な検証に立ち返り、必要に応じて区民との対話等を行いつつ、着実に推進することが必要である。また、新たな課題に対応した政策立案を行うにあたっては、政策の検討段階から、区民の声の把握に努めるとともに、統計や業務データ等を収集・分析し、客観的な論拠となるエビデンス・ベースの議論を経て、事業効果や確実な経費の試算等、精度の高い検討を前提とすることを求めるものである。客観的な政策議論を行うために必要な調査費用等については、事業効果等と勘案のうえ予算に盛り込むものとする。

また、学校及び各種施設・庁舎等の建替えや改修、設備の更新、道路や公園等のインフラ資産の維持更新等については、中長期的な経費の最小化を図るため、将来負担を的確に把握し、効率的・効果的な整備の考え方を示すこと。

特に施設の更新計画を進めるにあたっては、平成28年度に策定した公共施設総合管理計画（建物編）の方針に則り、最適な資産運営が行われるよう計画的に事業展開を図ること。

2 新規・拡充事業

新規・拡充事業は、新しい基本構想・基本計画の策定に向けた議論を踏まえながら、政策的位置付け、戦略的展開や事業効果、事業実施に伴うリスクを明確にした上で、統計や業務データ等の収集・分析から客観的な論

拠を見出し、エビデンス・ベースでの事業計画作成を徹底すること。また、これを担う職員が知識、発想力を磨くよう、日常的に専門的知識等を習得するための経費や、他団体の先進事例を学ぶ出張経費についても一定程度計上するものとする。

事業計画作成にあたり、更なるデータの収集が必要である場合は、事業等を試験的に実施し、その効果を検証した上で、取り組みを進めること。

事業費の積算にあたっては、財源の裏付けを明示した具体的な積算を行うこと。新規・拡充事業については、関連する既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップにより実施経費を生み出すこと。また、後年度負担額の縮小に注力し、向こう10年間の負担額を適切に積算し、持続可能な計画とすること。

3 事業の評価・改善

平成30年度決算の状況や2019年度行政評価結果、別途通知する「令和2年度（2020年度）予算編成方針における改善の視点」を十分に踏まえ、事業の評価・改善に取り組み、予算要求を行うこと。

経費削減や事業効果向上の観点では、これまでに方向性が確認されているものはもとより、すべての事業について、事業の効果及びその原因の分析を行った上で、効果が上がっていないものについては、事業の廃止、統合、縮小、執行方法の変更等について、検討を行うことが必要である。

何れの事業においても、漫然と例年同様の内容で積算することなく、常に積算根拠や契約の仕様内容、事業手法を見直す等、あらゆる観点から事業執行方法の工夫に努めることを強く求めるものである。

特に、これまで長年にわたり変更を行っていない事業については、その効果や制度内容等について確認をしたうえで継続実施の可否を判断すること。

4 歳出抑制

消費税10%の影響により、歳出規模が増大することを踏まえ、持続可能な財政運営を堅持するため、物件費等の経常経費の拡大は見込まず、ICTの活用やペーパーレス化等により内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、さらなる歳出抑制・節減に努めること。

また、毎年度経常的に実施している事業についても、エビデンスを基にした分析により適切な需要推計を行い、適切な予算規模とし、決算時の見込差残額の縮減に努めること。

5 ワークライフバランスへの対応

平成29年度に「中野区イクボス宣言」を行ったことを踏まえ、事業執行にあたっては、柔軟かつ効率的な組織運営、業務執行を行うための工夫を徹底し、職員のワークライフバランス実現の主旨に則った要求とすること。

6 歳入の確保

最も重要な財源である特別区税については、徴収額及び収入率の目標を定め、これを達成するため、他自治体の優良事例も参考にしながら、取り組みの強化を進め、確実な税収の確保に努めること。

国民健康保険の保険料についても、現状の課題とその原因を分析し、徴収額及び収入率の目標を定め、他自治体の優良事例も参考にしながら、取り組みの強化を行うこと。

すべての事業について、充当可能な国や都の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ること。国や都の補助金を充当する場合については、該当要件等を十分に把握し、確実に交付を受けられるよう事業を組み立てること。

その他の歳入についても、あらゆる手法を検証し、的確に歳入確保に努めること。

7 国・都の動向の把握

国や都の政策動向を注視し、情報収集に努めること。これまで特定財源（補助金等）により執行してきた事業のうち補助金等の廃止や縮小があるものについては、代替となる新たな財源を調査し、財源確保に努めること。

また、制度変更等により大幅な需要の増減が見込まれる事業について、変更内容を正確に把握したうえで、的確な需要予測を行い、適切な事業内容へ修正を行うこと。

8 経費の積算

経費の積算にあたっては、決算状況をもとに実績を踏まえて行うとともに、市場性や競争性に留意し、複数の事業実施方法を比較し、かつ必ず2事業者以上の見積りを徴取する等根拠のあるものとする。

保守点検費用等の施設の安全にかかる経費、事業実施の際の保険費用等は、安全を確保するための経費として確実に計上すること。

また、令和2年度予算より、備品購入費は10万円以上の物品とするが、必要性を十分に見極め、積算をすること。

9 予算要求

各部においては、この予算編成方針に基づき、部ごとの予算編成の考え方を明確にしたうえで、別途通知する「令和2年度（2020年度）予算編成事務処理方針」により、指定する期日までに予算要求書を提出すること。

予算要求は1次経費、2次経費とそれぞれの要求とし、各部は別途通知する「令和2年度（2020年度）予算編成における一般財源要求限度額について」において割り当てられた額の中で予算要求を行うこと。

各部においては、その経営機能を十分に発揮し、部長及び庶務担当課長による部内調整を徹底し、すべての事業を評価したうえで、優先順位付けを行い、割り当てられた一般財源要求限度額の範囲内に収めること。

10 予算の査定

「令和2年度（2020年度）予算編成方針」に基づき、全事業を対象として査定を行う。